



お知らせ

山形県教職員互助会



2018. 7

みなさん、もう夏休みの計画は立てられましたか？

平成最後の夏！家族や友人とワイワイ楽しむもよし、自分のペースでひとゆっくりと過ごすもよし、各々のスタイルでリフレッシュしましょう！

ココロとカラダのリフレッシュに、ぜひ互助会の「リフレッシュ補助券」をご利用ください。



1,000円券3枚、500円券1枚の残りが綴られています。



●● 契約事業所 ●●

※詳細はこちらをご覧ください。

- ・旅行者
- ・映画館
- ・ゴルフ場
- ・スキー場
- ・スキー&スノーボードスクール
- ・美術館
- ・博物館
- ・その他

有効期限は平成31年3月31日ですが、忘れないうちに**早めのご利用をおススメ**します。



貸付事業

- ★ ちょっと贅沢な旅行がしたい! ★ 車を買換えたい!
- ★ 住宅をリフォームしたい! ★ 電化製品や家具を新調したい!

全ての貸付種別

年利 1.26%(固定)

生活資金(使途自由)、自動車資金、
住宅資金、物品購入資金、
研修旅行資金、教育資金、入学資金

- ❖ 担保、連帯保証人不要
- ❖ 保証料(保険料)、事務手数料なし
- ❖ 毎月の償還は給料から自動引落し
- ❖ 申込書受理後7~10日で
業務用口座に送金

- ・貸付条件等は、本会ホームページでもご覧いただけます。
- ・本会ホームページでは、貸付金の毎月の償還額を算出することができます。
- ・ご不明な点は、下記担当までご相談ください。



法律相談事業

・・・一人で悩まず、お気軽にご相談ください・・・

会員のみなさんが、法律上の諸問題を本会と顧問契約した弁護士に相談する際の相談料(通常30分5,000円)が無料になります。

契約弁護士

伊藤 三之 弁護士

【伊藤三之法律事務所】

〒990-0057 山形市宮町5-12-21

TEL 023-633-7860 FAX 023-633-7160

相談方法

伊藤三之法律事務所に直接電話、または事務所に伺って相談をしてください。
事前予約が必要(本会への連絡は不要)です。予約時に、本会の会員である旨を申し出てください。もちろん、秘密は厳守されます。

【受付時間】午前9時から午後6時まで(月曜日~金曜日)

※本事業は、法律相談に係る費用を本会が負担するもので、相談後に会員が伊藤弁護士に弁護を委任した場合発生する着手金や報酬金、訴訟実費等については、相談者本人の負担となりますので、ご了承ください。



【お問い合わせ先】一般財団法人山形県教職員互助会 福利担当 TEL 023-631-5115